

明日の高梁川を語る会 公開規定

(目的)

第1条 本規定は、明日の高梁川を語る会（以下「語る会」という。）の議事内容について、流域住民等への周知を図るため、公開の方法を定めるものである。

(語る会開催の周知)

第2条 語る会の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局及び岡山河川事務所ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

(語る会の公開)

第3条 語る会は原則公開とする。

- 2 語る会で委員に配布される資料は、貴重な生物種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料を公表する。
- 3 語る会の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、HPにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

(語る会の傍聴)

第4条 一般傍聴者の受け入れについては、可能な限り多くの希望者が傍聴できるように配慮する。なお、傍聴は先着順とする。

- 2 座長は、傍聴人が会議進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為を行った場合には、傍聴人に退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第5条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、語る会で定める。

附則

(施行期日)

この規約は平成27年8月28日から施行する。

令和3年11月10日一部改正